

川崎市景観アドバイザー会議の設置及び運営に関する要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市景観計画(平成30年告示第639号)及び川崎市都市景観条例(平成6年条例第38号。以下「条例」という。)に基づく優れた景観の形成を図るため、良好なデザインの誘導を行うことを目的として、専門家による技術的な助言を行う川崎市景観アドバイザー会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項の規定による届出及び同条第5項後段の規定による通知を行おうとする計画に係る都市景観の形成に関する事項
- (2) 公共施設の整備に係る都市景観の形成に関する事項
- (3) 景観形成協議会からの都市景観の形成に関する相談事項
- (4) 市民、事業者等からの都市景観の形成に関する相談事項

(組織)

第3条 会議は都市計画、建築、ランドスケープ、色彩等の都市景観の形成に関し、市長が任用した専門的知識を有する者(以下「景観アドバイザー」という。)で組織する。

(招集)

第4条 会議は、まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当が招集する。

(相談の手続等)

第5条 第2条に掲げる所掌事務を会議に相談をしようとする者は、事前に景

観アドバイザー会議相談書（第1号様式）を市長に提出するものとする。ただし、条例第11条の2第2項の規定による申出を行う者については、この限りでない。

2 前項により相談した事項の結果については、相談した者に書面により示すものとする。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、まちづくり局計画部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。